

翻訳 ギュンター・ヤコブス 「行為の主観面」

著者	ヤコブス ギュンター、岡上 雅美
雑誌名	筑波法政
巻	40
ページ	183-196
発行年	2006-03-31
その他のタイトル	<pre><translation> G nther Jacobs, "Die subjektive</translation></pre>
	Tatseite"
URL	http://hdl.handle.net/2241/00156090

ギュンター・ヤコブス「行為の主観面」

岡 上 雅 美 訳

解題

の意味での規範的思考を徹底させて、ここでは行為の主観面の意味での規範的思考を徹底させて、ここでは行為の主観面の意味での規範的思考を徹底させて、ここに訳出するのは、ドイツ連邦共和国ボン大学のギュンとに訳出するのは、ドイツ連邦共和国ボン大学のギュンとに訳出するのは、ドイツ連邦共和国ボン大学のギュンここに訳出するのは、ドイツ連邦共和国ボン大学のギュンここに訳出するのは、ドイツ連邦共和国ボン大学のギュンここに訳出するのは、ドイツ連邦共和国ボン大学のギュンの意味での規範的思考を徹底させて、ここでは行為の主観面の意味での規範的思考を徹底させて、ここでは行為の主観面の意味での規範的思考を徹底させて、ここでは行為の主観面の意味での規範的思考を徹底させて、ここでは行為の主観面の意味での規範的思考を徹底させて、ここでは行為の主観面の意味での規範的思考を徹底させて、ここでは行為の主観面の意味での規範的思考を徹底させて、ここでは行為の主観面の意味での規範的思考を徹底させて、ここでは行為の主観面の意味を指載を表表している。

下で、論理一貫的に論じたことにある。もちろんわが国の解期待可能性または法への忠誠という諸問題を統一的な観点の

* *

釈学にとっても貴重な問題提起であることは疑いない。

序

すなわち故意・過失、禁止の錯誤したがってドイツ刑法一六

不要性)、法に対する無関心という態度の評価、責任無能力、および一七条の解釈論的帰結(無関心についての刑罰軽減の

とが、行為の主観面の機能なのである。とが、行為の主観面の機能なのである。これらを兆表することの一つの兆表であり、これらの要因すべてが、必然的にいった、行為の主観面の各要因は、法への忠誠が欠けているとの一つの兆表であり、これらの要因すべてが、必然的にいった、行為の主観面の各要因は、法への忠誠が欠けている別稿で展開した様に、犯罪とは、法的忠誠に欠ける態度と理別稿で展開した様に、犯罪とは、法的忠誠に欠ける態度と理別稿で展開した様に、犯罪とは、法的忠誠になり、これらを兆表することが、行為の主観面の機能なのである。

行為者を如何に扱うべきかということである(後述四、五)。期行為者を如何に扱うべきかということである(後述四、五)の対極にある(後述三)。そこで、私は、次の非常に困難な問題に取り組る(後述三)。その後、それからの訣別が如何に困難かを示すのが連二)、その後、それからの訣別が如何に困難かを示すのが連二)、その後、それからの訣別が如何に困難かを示すのが表さだろう。その後、行為の主観面へと目を転じることにしたがって、責任に基づく負責(Schuldhaftung)の対極にある(後述三)。そこで、私は、次の非常に困難な問題に取り組る(後述三)。そこで、私は、次の非常に困難な問題に取り組る(後述三)。そこで、私は、次の非常に困難な問題に取り組合(後述三)。そこで、私は、次の非常に困難な問題に取り組合(後述三)。そこで、私は、次の非常に困難な問題に取り組合したがって、責任に基づく負責(Schuldhaftung)の対極にある(後述三)。といいの大の大の対極にある(後述三)の対極にある(後述三)の対極にある(後述三)の対極にある(後述三)の対極にある(後述四、五)の対極にある(後述四、五)の対極にある(後述四、五)の対極にある。

待可能性については、概観にとどめなければならない(後述六)。

二宿命 対 責任

し、次のように予言した。「さて、確かにお前がなしたこと ていたところ、公爵は、疑いもせず直ちにロザムンデと性 仕える公爵のうちの一人が愛人とする者のベッドに横たわっ がある。アルビンから酷く傷つけられたロザムンデは、王に ディ王アルビンの妻、ロザムンデについては、次のような話 だけ治癒される。すなわち王か公爵のどちらかがこの世から それと共にランゴバルディ社会の基礎を根底から崩すもので れをテーマにしているわけではなく、むしろ、王の家来が王 ないのは何故か。現代の理解によれば、故意もなく過失もな れば、行為について悪意のなかった公爵が死ななければなら ければならない」と。王に先んじて、公爵が王を殺害しなけ のために、お前は王を殺すか、または王の手によって死なな 的関係を結んでしまった。その後、ロザムンデは公爵に告白 (Viktor Achter)」は、その基礎にある矛盾を解消するときに ある。「すべての生活関係を形作るものへのこのような痛手 このようなことは、身分的ヒエラルヒー構成の基礎、そして の妻と性的関係をもったことの非道さに照準を当てている。 い公爵を非難することはできないはずであるが、伝説は、そ 十三世紀の伝説集、ヤコブの黄金伝説の中で、ランゴバル

消え去らなければならないのである。

Organon「新機関」)以来つまり自然科学の台頭以来、我々に ば、フランシス・ベーコンの『ノヴム・オルガヌム』(Novum れた出来事を、彼にとっては偶然であり、彼にとっては避 は責任である――に帰する。今日、我々は、公爵が巻き込ま もはや説得力をもつ言葉ではなく、むしろ我々は、外界の 解することができる。もちろん、黄金伝説の時代には、理解 は馴染まないものとなっている。 なくとも責任を認めるのである。このような見方は、例え るものであり (Max Weber)、したがって、行為の主観面が 力が、人間とは独立して外界に有意味に作用することを認め 悪しき宿命だと構成しているのである。伝説は、より高次の けることはできなかったと考えるが、伝説は、それを公爵の 形象を自然すなわち偶然――その場合、それには意味がない の文脈は今日とは異なっている。我々にとって「宿命」は すでに見たように、行為の主観面を抜きにしても犯罪を理 か、または、行いと否定——その場合、それは功績また

お現代的ではない。とくにまったく困難なのは、ヴェルサリう意味ではないが、そのような残存が存在する限り、法はなてにおいて、宿命的責任の残存が跡形もなくなっているといの形成の否定に関連する。これは、いくらか現代的な国すべ現代の刑法は、悪しき運命にではなく、責任すなわち外界

ギュンター・ヤコブス「行為の主観面」(岡上)

法理の古い法形象の思想を克服することである。ヴェルサリ法理の古い法形象の思想を克服することである。ヴェルサリ法理の古い法形象の思想を克服することである。ヴェルサリ法理の古い法形象の思想を克服することである。であったとか予見可能であったということでおる電気器具が壊れれば、明らかに過失である。しかし、ヴェルサリ法理の制度は、上述の、死を惹起した平手打ち事例のルサリ法理の制度は、上述の、死を惹起した平手打ち事例のルサリ法理の制度は、上述の、死を惹起した平手打ち事例のルサリ法理の間に、上述の、死を惹起した平手打ち事例のルサリ法理の古い法形象の思想を克服することである。ヴェルサリ法理の古い法形象の思想を克服することである。ヴェルサリ法理の古い法形象の思想を克服することである。ヴェルサリ法理の古い法形象の思想を克服することである。ヴェルサリ法理の古い法形象の思想を克服することである。ヴェルサリ法理の古い法形象の思想を克服することである。ヴェルサリ法理の古い法形象の思想を克服することである。ヴェルサリ法理の古い法形象の思想を克服することである。ヴェルサリ法理の古い法形象の思想を克服することである。ヴェルサリ法理の古い法形象の思想を克服することである。

し得ない不安定な状態を原因としてのみ生じるものであった任を問うことができた。それもたとえ死が被害者のもつ認識任を問うことなく、一定の重い結果が発生すれば、基本犯たかを問うことなく、一定の重い結果が発生すれば、基本犯たかを問うことなく、一定の重い結果が発生すれば、基本犯が重犯において、重い結果が故意または単に過失で惹起され加重犯において、重い結果が故意または単に過失で惹起され

者に生じていたはずの危険は免れていたからである。 をは、被害者が旅行中の危険に晒されたのと同様に、被害者 をい。被害者が旅行中の危険に晒されたのと同様に、被害者 をい。被害者が旅行中の危険に晒されたのと同様に、被害者 をい。被害者が旅行中の危険に晒されたのと同様に、被害者 をい。被害者が旅行中の危険に晒されたのと同様に、被害者 をい。被害者が旅行中の危険に晒されたのと同様に、被害者 をい。被害者が旅行中の危険に晒されたのと同様に、被 じさせたというだけでは十分でない。すなわち、例えば、被 じさせたというだけでは十分でない。すなわち、例えば、被 じさせたというだけでは十分でない。すなわち、例えば、被 じさせたというだけでは十分でない。 でなければならない。行為者が被害者の一般的生活危険を生 をい。 でなければならない。行為者が被害者の一般的生活危険を生 をとしても。しかし、このような結果的加重犯でも、行為者は、

ず、むしろ、判例が公式化しているように、過剰結果が基本ず、むしろ、判例が公式化しているように、過剰結果が基本り惹起されたのでなければならないという規定(刑法旧五六泉が、刑罰加重的に作用するときには少なくとも過失により惹起されたのでなければならない。判例および学説は、今や、悪が、刑罰加重的部分についても必要とされる行為の主観構成要件上の加重的部分についても必要とされる行為の主観構成要件上の加重的部分についても必要とされる行為の主観構成要件上の加重的部分についても必要とされる行為の主観構成要件上の加重的部分についても必要とされる行為の主観構成要件上の加重的部分についても必要とされる行為の主観構成要件上の加重的部分についても必要とされる行為の主観ができる。それも、故意の基本によりができる。

ことが意図されているのである。したがって、基本犯の危険 犯の直接の結果でなければならないとされている。これによ ずっと軽くすなわち五年以下の自由刑でのみ処罰される。 ない。後者は、過失致死と行為単一の故意の傷害罪であり、 が失神して路上に倒れ、車に轢かれた場合には同罪にはなら が生じた場合には、死亡結果を伴う傷害罪となるが、 で殴ったところ、頭蓋骨が損傷し、被害者の死亡という結果 傷害の故意はあったが殺害の故意がなく、被害者の頭を棍棒 に関して行為者の量的錯誤が問題となる。例えば、行為者が じた危険の誤った評価のみが加重的に作用するのである。 ではなく、むしろ、とくに、故意により包摂され、 た何らかの危険を誤って評価することが加重的に作用するの・・・・ の故意行為つまり故意の傷害との連結が考えられる。 二項)。したがって、過失により惹起された過剰結果と特定 きる(刑法二二二条、二二三条一項、二二七条一項、三八条 を伴う加重的傷害罪では十五年以下の自由刑を科すことがで れに対して、結果的加重犯として過失で惹起された死亡結果 故意行為の危険がとくに実現しなければならないという 実現し

三 認識の欠如 対 意思の欠如

う傷害について、宿命的責任または結果責任の克服とりわけ上述のところでは、過失で直接に惹起された死亡結果を伴

という出発点となるテーゼの根拠をさらに掘り下げて検討し とするのではなく、受けるに値するもの(Verdienen)また り上げることにしよう。確かに、かつてのように宿命を基準 ヴェルサリ法理の克服の結果として概略した。さらに別の ならないということを認識していただけでは十分ではない。 びそれに劣らず自然界をも知らなければならない。志向がな 世界を知らなければならず、それも社会(sociale Welt)およ がお前をどんな酷い目にあわせたか?」ではなく、「お前は なければならない。そこで、決定的な問題は、もはや「運命 拠がある。すなわち間接的故意である。これについてなお取 すでに、すべての人間にとって有害な手段は、Xが人間であ なければならない。目指す目的を実現しようとするときには 果がないが、十滴では健康を増進させ、三十滴は有害である 数学的法則が使いこなされなければならない。薬の二滴は効 等々も認識していなければならない。とくに論理法則および せて傷害させる、アルコールを子どもに与えて酔っ払わせる さらに「傷害する」とは何か、したがって、強く突いて傷害 ければ、偶然の結果が生じたにすぎない。他者を傷害しては は責任を基準とする世界観を通じて行為の主観面を要求する 体何をしたのか?」である。世界で何かをするためには、 毒物がありこれを提供することで傷害する、転落さ 計画可能な結果を目指すにはこれを数えることができ 根

なければならない。れば、Xにとっても有害であるという三段論法にも通じてい

それはうまくいく。規範遵守の意思、とくに規範の認識並び という意思をもつ場合、第一に規範がどのような内容かを認 た。一方は、被害者を酷く嫌っているので、何度もそのよう 人の者が毒入りの食べ物を与えることにより他者を傷害し の誤りは負担を軽減するということが妥当する。例えば、二 はない。むしろ、意思の誤りは基本的に不利に働くが、認識 であるにもかかわらず、その存在が同様に保障されるわけで ――これらの諸条件は規範遵守の結果のためにまさに等価的 に自然界の経過および論理法則・数学的法則についての志向 識し、第二に如何にそれに従うかを知っている場合に限って りもはるかに頻繁に起こり、したがって、過失犯がより危険 されるにすぎない。過失傷害および過失致死は、故意行為よ 強く保護されるが、これに対して認識的な正しさは軽く保護 る。したがって、ある態度の意思的な正しさは、法によって 対して、第二の者は、いずれにせよ過失犯を理由に処罰され て何も知らなかったと言った。帰結はどうなるだろうか。第 た。これに対して、第二の者は、食べ物への毒物混入につい な行為を行う確信があり、他を望むことは出来ないと説明し 一の者は、その頑なさのためにとくに重く処罰され、これに 別の言葉でいえば、 ある者が規範に適った態度をとろう

く処罰されるのである。な類型であるように思われるにもかかわらず、このように軽

多くはこれが故意と過失の相違によるという。故意行為者は、 そらく他者を侵害することを確信していない。その者を侵害 しなかった場合には、 従い合理的に前進している。行為者が自らのなすことを認識 は、その態度をとる利益よりも小さい。これから起こること るように自らの損得勘定でこれらの侵害をもたらしたのであ またはそれをまさに目指した者は、その結果が自分に適合す のすることを認識しており、他の者を侵害することを認容し 在の一般的帰結を問題とすれば、解決は明らかである。自分 にすぎない。意思不存在の場合の一般的帰結並びに認識不存 が不認識よりも重く評価されるのかという問題の単なる反復 ないと。これ自体は答えになっていない。なぜ意思の不存在 自分の仕業を判っていたのに対して、過失行為者はそうでは 事情を知らずに毒入りの食べ物を提供する者は、おそらくそ することには、彼はまったく関心がなく、あるいはさらにそ らを侵害することを、そして直接自分自身にではなくともお を知りながら行為を行う行為者は、したがって自らの原理に の者を侵害しないことに非常に関心がある。しかし、例えば、 なぜ、故意と過失がこのように違うのかを問題にする場合、 侵害がその者にまさに有益でない場合、その発生の危険 事情は異なる。その場合、行為者は自

に知っているわけでないし、またとくにコストを意識する事で知っているわけでないし、着ながあるのは、そもそも何故過失犯が処罰されるのかであろう。これについては、三つの理由があり、これにつかであろう。これについては、三つの理由があり、これにつかであろう。これについては、三つの理由があり、これについの場合よりも軽く処罰されるのかは問題ではない。むしろこのように考えると、なぜ過失犯の場合においては、故意

ばならないのであれば、この認識に到達されることはないで 為者が公的に危険だと考えられる態度を表面的な理由をもっ うな場合においてである。とくにあってはならないのは、行 されるべきである。とりわけ個人の危険の経験が稀であるよ わけではない。第二に、危険の最低限の認識は確定的に設定 状況は回避しないということを避けるべきである。そのよう ことで、行為者が選択的に認識を得る、すなわち、自己侵害 あろう。第三にそしておそらく主に、過失行為者を処罰する 初めて回避しうるのであり、個人の危険の経験を待たなけれ される。しかし、その度重なりは、その者が危険を認識して ような態度が度重なって初めて、相当な程度の危険がもたら 転することは、一度きりの事例であれば危険ではない。この て危険ではないと考えるような事態である。これについても な注意を選択的に払う場合には、過失は、間接的故意となる。 の危険のある状況を回避するのみで、他者侵害の危険のある 一つ例を挙げてみよう。あまり酩酊することなく自動車を運 労働保護の場合に妥当する危険の上限を知っている

会に属し、通常の能力をもつ者が、うっかりしてまたは興奮誤または命令の錯誤の事例に転用することができる。現代社grano salis)、不法の意識の不存在すなわちいわゆる禁止の錯構成要件実現の誤認の根拠は、よく考えて見ると(cum

これについては、なお取り上げることにしよう。

解答は、回避可能な不法の認識においては、 かではなく、なぜそもそもそれを処罰するのかである。その を考慮しなければならない。そのように考えると、構成要件 ももたらしえない状況にいる。行為者は、適法性の領域にい に、法の錯誤が生じたとき、行為者は、その者に何らの利益 実定法に従うべきであるという義務を基本的に受け入れたの。このような実体法は、文字通りに受け取られるべきである。 りから、危険な薬剤の販売、籤の開催に至るまでなどのように。 活動の認可を受ける義務を誤認したような事例である。 域でのみ考えることができる。主に考えられるべきは、特定の する制度が特徴づけ、したがってもっぱら実定法が形成する領 知ることができるからである。 態がありえないのは、そのような行為態様は端的に不法だと 害または窃盗もしくは反逆の禁止を知りえなかったという事 若しくは過重負担その他のために、理由ない殺人もしくは傷 的過失の場合と同様に、問題は、なぜそれを軽く処罰するの ようとしているにもかかわらず、警察の措置および刑事手続 合でも、法を認識するようにと配慮するためである。 その者が法を尊重することが他者にとってだけ有益である場 めであり、選択的な認識をさせないためであり、したがって、 つように保障するためであり、錯誤の危険を最小限にするた の場合とまったく同じである。すなわち、最低限の認識をも 錯誤は、むしろ社会化を規定 構成要件的過失

る。より正確にいえば、回避可能な錯誤の場合には、刑が軽利益のためである。したがって、認識の誤りは責任を軽くす人が、十分な認識をもとめて配慮するのは、通常は自身の

ず、いずれにせよ計画的には生きてゆくことはできないが

捕まらないようにのみ注意すれば、おそらく法に反して生き

ることはできる。したがって、法規範は、構造的な弱点をもっ

ければ――法規範に従いたくはないということである。例えている。すなわち――必然的に生じる不利益という帰結がな

もちろん自身の利益からではない。あらゆる犯罪行為が示すくなる。人が、十分な規範遵守の意思のために配慮するのは、

ように。自然、論理、数学に敵対して生きてゆくことはでき

管轄は、刑法の機能の用語法によれば、その他のところで「意をとる者は、上手に隠蔽すれば金持ちになれるだろう。法にはこのような弱点があり、各人の調整のために十分な規範はこのような弱点があり、各人の調整のために十分な規範連はこのような弱点があり、各人の調整のために十分な規範遵はこのような弱点があり、各人の調整のために十分な規範遵は、二十二=七ということから出発する者は、直ちに失敗すば、二十二=七ということから出発する者は、直ちに失敗すば、二十二=七ということから出発する者は、直ちに失敗すば、二十二=七ということから出発する者は、直ちに失敗す

思自由」と呼ばれているものである。

四 意思の誤りによる認識の誤り

らかの認識に無関心であり、したがって、当該領域について どうすべきなのかということである。最初はいささか作り話 自体が有利に働く認識の誤りの理由となっているときには、 残った。すなわち、有利に斟酌されない意思の誤りが、それ て、この禁止を乗り越えたときよりも、無関心な者はより有 う疑いをもった者が、ためらいつつそして良心の呵責をもっ さて、この宗教の裁判官の立場に立ってみて欲しい。あなた とを考えたであろうか。考えても見なかったことであろう! ば、あなた方は、最後に豚肉を食べたときに、この禁止のこ 禁じられている。あなた方がこの宗教に近しくないのであれ 知のように、イスラムの規則によれば、豚肉を食べることが およそ考えることがなかった。例を挙げよう。皆さんもご存 のは、いささか日常的なことである。すなわち、ある者が何 のように思われる、このような心理状況において問題となる 利に扱われることになろう。それは、奇妙な帰結である。 あろうか。そうだとすれば、禁止されているのでないかとい 方は、無関心から来るあなたの不認識を軽減的に扱うべきで 認識の誤りと意思の誤りを対置したことから、次の問題が 上で挙げた例を、現代の刑法にあてはめてみよう。これに

ヤが、 管轄あるエンジニアは何もしなかった。そこでは、 範の不認識については、(三) さまざまな種類の薬物を分け も有利には作用しない意思の誤りなのかである。そして、規 問題は、これが有利に働く構成要件の不認識なのか、それと その者は無関心から考えもしなかった。(一)と(二)では のビンを地面に叩きつけ、ビンは壊れてしまった。車のタイ 割に合わないためである。(二)ある者が、駐車場でガラス 十分に代わりがいて、したがって、彼らのことを心配しても められた労働者のことを彼は考えもしなかった。労働者には まっていることが、彼には明らかだったからであり、閉じ込 められた機械類、つまり高額で品薄の商品がだめになってし 不認識の事例である。(一)(不作為の事例)炭鉱事故の後: な態度が麻薬法に違反するとは考えもしなかった。 合うパーティで、ある客に、かなり軽い薬物が提供された。 それを受け取り消費したが、彼は無関心からこのよう ガラス片で壊れてしまうことがあろうということを、 しなかった二つの事例と、同じく条件付きの禁止の 閉じ込

は三つの事例が挙げられよう。一つは、

無関心により構成要

か(炭鉱事故の事例では危険に晒された人命、ガラス破壊の度の犯罪性が依存する態度の性格、すなわち構成要件要素たために、自らの態度の特定の性格に心を留めなかった。態同一の関連がつねに重要である。行為者は、興味がなかっ

V

た。悪しき意思で、その性質上不可避的に死をもたらす傷

違反)のどちらかが問題であるが、これは行為者には関係な 事例では器物損壊の虞)または行為の不法それ自体 プツォフ(一六六六年死去)は、次のような見解を主張して とはない。とくに十七世紀半ばの学者ベネディクト・カル 為の結果に思いを至らせなかったとき、軽く処罰されるこ る。他者に対して意地悪くあたる者(したがって他人の幸福 う法形象で試みられた。基本的な考え方は、以下の通りであ から十九世紀までの刑法解釈学において、 れるべきであるという。さらに別の解決の道が、十七世紀 り事後判断で決められる――無関心な者よりも軽減的に扱わ をもたなかった者より、したがって――アリストテレスによ 行為を行い、犯行後にそれを後悔した者は、まったく不快感 な態度だったかによって区別をしていた。不認識の状態で コラ倫理学一一一〇b)。彼は、行為者が犯行後にどのよう 失行為者の錯誤は、無関心な者の無関心さとは異なっている。 次のように答えるであろう。「それがどうした?」つまり、過 を払っていれば、驚いて自らの態度を変えるであろうが、こ い。過失行為者であれば行為の前になお自らの落ち度に注意 に明らかに無関心な者)は、自らのせいで生じた自らの行 れとは異なって、ここで挙げた行為者たちは、肩をすくめて、 すでにアリストテレスは、この問題を取り扱っていた(ニ 間接的故意とい (麻薬法 すべての構成要件要素の実現を認識しなかった者は、せいぜ とができるというものであるが、軽減は義務的ではない。こ 内容は、不法の不認識が回避できなかったときには処罰しな 失により惹起された重い結果が加重的に作用することになる。 結果的加重犯を通じて回避されている。それらにおいては、過 刑法においては、まったく言語道断な結論は、すでに言及した 理強制説が初めて、そのような理論に終止符を打った。ドイツ ルの帰責論にもその痕跡が残っている。フォイエルバッハの心 のミヘレットにおいてもまた見出すことができ、さらにヘーゲ は、一九三〇年代における(一八二八年)へーゲリアーナー 害を与えた者は、たとえ死の結果について考えなかったとし らかの理由から――たとえ純粋な無関心からであっても-不認識に関する規制は、これと異なっている。すなわち、 のに対し、無関心の場合には減軽はなされない。構成要件の ある。錯誤による誤った志向の場合に減軽されるべきである の柔軟な規定は、法に対する無関心の問題を考慮したもので いが、不法の不認識が回避できた場合には、刑を軽減するこ ある(刑法一六条、一七条)。不法の不認識に関する規定の わち一つは構成要件の不認識と、いま一つは不法の不認識で イツ刑法の中には、不認識について二つの規定がある、すな そのほかに、ドイツ刑法ではその限りでよい例はない。ド 殺害の故意があったというのである。このような見解 何

> 事例では、器物損壊罪は故意犯のみが処罰されるので、行為 という心理的要素に結び付けられている。すでに掲げた三つ 刑の下限でもある。したがって、その限りで、規制は「認識 致死の刑の上限は五年であるが、同時にこれは故殺に対する 為に対する構成要件よりもずっと少数であり、とくにずっと その可能性を用いる契機は存在しないからである。 務はなく、減軽の可能性を定めたにすぎず、この事例では でに述べたように、これに関する当該規定は、刑罰軽減の義 例では、処罰が軽くなることはないだろう。なぜならば、す 者は不処罰となり、薬物摂取の場合に不法を知らなかった事 鉱事故の事例では不作為による過失致死が成立し、ガラス片 の例に関しては次のとおりとなる。ドイツ刑法によれば、炭 軽い法定刑が定められているのが通常である。例えば、過失 合にしか、処罰しうるにすぎない。過失構成要件は、 い過失犯を理由にして、つまり、過失構成要件が存在する場 故意行

五 行為の主観的および客観的意味

をもつ出来事として理解されるのであり、同様に、刑罰は、ではなく、意味に満ちた、それもコミュニケーションの意味の妥当性を維持するためのものである。行為は、単なる事実きである。他の講演でも述べてきたように、刑罰とは、規範ここまで述べてきたことは、全刑法理論に組み込まれるべ

うことである。客観的意味と主観的意味は、彼の態度の客観 客観的意味がコミュニケーションとして探求され、すなわ う」ことを認識していることが明らかである。より正確には よび不法の意識をもって行為を行った行為者は、自らの「言 れる。行為者の主張をより正確に見てみると、第一に故意お なくてよいという行為者の主張に対する反作用として理解さ 欠いている。なぜならば、そうでなければ錯誤は回避不可能 この危険は意欲していない規範違反の認識論的結論だからで を引き起こしたということはすでに判っている。なぜならば、 なことを意図してはいない。上述のような自然の刑罰の危険 味を表わしている。しかし、主観的には、行為者はそのよう のような行為者は規範を遵守しなくてよいという、同様の意 彼は、構成要件的過失の状態で、または彼の態度の不法につ 避可能な錯誤に陥っている行為者の場合には事情が異なる。 的意味から行為者が離れる可能性がないように合致する。回 ち、規範は、構成要件を実現する障害とはならなかったとい 正しい態度をとるために欠けているのは、正しい意思のみで であろうから。しかし、認識をもって行為を行った者の場合 回避可能な錯誤に陥った行為者もまた、十分な法への忠誠を いて錯誤した状態で行為を行ったのである。客観的には、そ 確かに、認識をもって行為を行った行為者のみならず、

が潜在しているのである。りが問題であり、錯誤の場合には認識の欠如の背後で、これりが問題であり、錯誤の場合には認識の欠如の背後で、これある。言い換えれば、認識のある場合には明らかな意思の誤惑論的に誤った行い、すなわち錯誤の修正が欠けているのである。錯誤に陥った者においては、これが欠如しており、認

規範を気にかけなくてよいとか、自分は法への忠誠に配慮し

故意の刑罰を科すことはない。これは、不十分な規制である。故意の刑罰を科すことはないからである。なぜならば、彼は生じた事態に無関心なのだから、不法が発生せならば、彼は生じた事態に無関心なのだから、不法が発生せならば、彼は生じた事態に無関心なのだから、不法が発生せならば、彼は生じた事態に無関心なのだから、不法が発生が、大如した能力の判断は、無関心の者には行えないのであり、だ、欠如した能力の判断は、無関心の者には行えないのであり、だったように、ドイツにおいては、もっぱら法的無関心の場合にのたように、ドイツにおいては、もっぱら法的無関心の場合にのたように、ドイツにおいては、もっぱら法的無関心の場合には、法律上ほぼ争いのない解釈によりたように、ドイツにおいては、もっぱら法的無関心の場合には、法律上ほぼ争いのない解釈によりな意との表情によりである。とて、無関心な者に再度戻ろう。このような者は、自らの故意の刑罰を科すことはない。これは、不十分な規制である。

責任ではなく、外界形成における有責な不全すなわち法への本稿の冒頭で述べたように、現代の刑法は、もはや宿命的六 概観:責任無能力、十分な法的忠誠の期待可能性

すなわち法的忠誠の欠如として意味がある。 はない自然の強制のせいだとすることができる。ここまで取扱ってきた事柄、故意、過失および少なくとも不法の認識可はない自然の強制のせいだとすることができる。ここまで取扱ってきた事柄、故意、過失および少なくとも不法の認識可ない自然の強制のせいだとすることができる。ここまで取扱って全に陥ったのではなく、その者が責任を負うべきでもない自然の欠如に関連する。回避不可能な錯誤に陥った者は、有忠誠の欠如に関連する。回避不可能な錯誤に陥った者は、有忠誠の欠如に関連する。回避不可能な錯誤に陥った者は、有忠誠の欠如に関連する。

その限りで、行為者は固有の意味の人ではない)。したがって、 た者ではない。それらの者の行為が引き起こした葛藤は、 与によって真剣に受け取られる者に限られる。すなわち、 はない。行為をそのコミュニケーション的意味において捉え これについては、ここではこれ以上立ち入ることはできない。 識的なものとなる。すなわち、教育、治療または隔離である。 特徴付ける客観的基準の表現としてのみ理解されうる(そして) である。行為は、人的に形成される主張としてではなく、人を 範の妥当性に関わるものではなく、法益の安全に関わるもの どもではなく、精神病者ではなく、その他重い精神障害を負っ れば、犯罪行為を行うことができるのは、もっぱら、その寄 ---例えば、 このような関連においてより興味深いのは、 しかし、認識または認識可能性さえあれば、十分なわけで 自然災害の場合のように―― 反作用は純粋に認 いわゆる期 規 子

> 救助の木板を借りて生き延びるために、その板から他の者を 事例である。すなわち、船舶事故の後に、 は、一定の脈絡においては承認することができるが、他の脈 行う特別の強制に晒されている場合である。このような強制 道のうちどれを選ぶべきであろうか。 支配する。したがって、責任が欠落する。 て、人として形作られたものが支配するのではなく、 る。このような状況でなお刑法規範は何をすべきか。したがっ きる。生きることができるかの畏怖は、 他方では、畏怖を感じる生き物という点を強調することもで 範を遵守しなければならず、有責な行為が存在する。しかし どもでもなく、精神病者でもない。したがって、行為者は規 正当化についてはまったく問題になりえない。行為者は、子 を考えることができ、この場合には、その問題は肯定される。 たであろうか。一方で、権利義務の担い手としての法的人間 突き落としたという事例である。行為者に他行為が期待でき とも著名な例は、ギリシャの哲学者カルネアデスが考案した 絡においてはおよそ認め得ない。社会哲学から出されたもっ 待可能性の領域である。問題となるのは、 人間を生き物に変え これらの議論の筋 遭難者の一人が、 行為者が行為を

別状況が問題なのであり、その場合には自然が強調され、し脈毎に個別化するだろう。一般化することのできない稀な特おそらく大抵の先進的な法秩序は、双方の筋道を選び、文

代わりに、

のような者は、

勾留者および受刑者でさえ、その自由を守るために看守の一免責されることはない。したがって、無罪で収容された未決のみ危険を転嫁することのできる者は、その手続を離れれば、

人を傷害しまたは殴打したとき、免責されることはない。そ

なぜならば、そうでなければ命じられた訴訟手続の

手続上定められた法的手段と法的救済に拘束

無秩序が支配することになろうからである。

う者として、危険を甘受しなければならない者、すなわち、 このような犯行の氾濫が危惧されるであろう。さらに具体的 きちんとした備えを怠った者が、他の場合で保障されうるこ れ、免責すれば既存の秩序が乱れるのであれば、違反遵守は かじめ備えることはできない。とくに、特定の手続を通じて その他、命令を受けた兵隊や災害救助者のような者は、あら 兵士、消防士、危険な活動の際のその他の者は、免責されない。 大な処置を期待することはできない。さらに、特別義務を負 なかった者は、緊急時に他の者から救命着を奪ったとき、寛 ととなり、 帰属可能に惹起した者は、免責されない。そうでなければ、 なお期待可能となる。例を挙げれば次のようになる。危険を または定められた手続が紛争解決を生み出すということであ たがって免責されることになる。しかし、 したがって、ヨットツアーで救命着をもっていか なるほど適法ではないが免責的であるのだから、 行過ぎが懸念され

> 情反的な処理を説明することができる。 したがって、免責的であるのは、端的な畏怖ではなく、寛 したがって、免責的であるのは、端的な畏怖ではなく、寛 したがって、免責的であるのは、端的な畏怖ではなく、寛 したがって、免責的であるのは、端的な畏怖ではなく、寛 したがって、免責的であるのは、端的な畏怖ではなく、寛

る。 慮されうるものすなわち確信からの行為は、 が、ここでは区別される。良心の葛藤として刑罰軽減的に考 根ざした彼の政治的革新から、国家を完全に戦っているのか 構成員が、ある個別の状況でその宗教的確信から、彼の義務 についてはもっとも社会に適合した、ある特定の宗教団体の ないが、脈絡に応じて、責任軽減が問題となりうる。 人的葛藤の程度すなわち彼の確信の程度に依存するのではな に加重的に責任を負わせられる。免責は、行為者における個 の一つを果たさなかったのか、それとも、テロリストが深く して記述されるか、それとも危険だと記述されるかの可能性 まったく同様に、確信犯人の場合をも論証することができ 行為があまり脅威ではなく、 確信犯人においては、なるほど完全な免責は問題としえ 一般に広まりえないものと 頑なさとして彼 その他

を解決できる場合である。帰し、その者を処罰するというのとは異なったやり方で紛争完全に欠如するのか。それは、秩序が、有資者の完全な責にに依存する。したがって、どのような場合に、法への忠誠は

序を乱す場合には、この自然の性質は問題とならない。めたるのででありうる。心理的要素がこれを兆表するか否かは、の兆表でありうる。心理的要素がこれを兆表するか否かは、分的な自然、したがって責任の不存在または軽減された責任の遵守を妨げる確信といった心理的要素が、完全なまたは部の違守を妨げる確信といった心理的要素が、完全なまたは部したがって、期待可能性においてまさに同様に、畏怖や法

T # &

責任のみがなお存在する(二)。 はや宿命的責任は存在せず、計画可能な外界形成に対する一、現代の世界は、自然の意味を認めない。したがって、も

許容される傾向にある。 ば、それはその目的を失う。認識の欠如は、したがって、 活動を行う者自身の利益により確保される。そうでなけれ の状態についての方向付けが生じるということは、すでに 二、a 計画は、方向付けを必要とする。社会および自然界

えない。したがって、法は、十分な規範遵守の用意に配慮 b 個人が法を遵守する必要があるかは、明らかにされ

れない(三)。することを各個人に負わせている。意思の誤りは、許容さ

をとっている(四、五)。れない。ドイツ刑法は、その限りでは体系的でないやり方れない。ドイツ刑法は、その限りでは体系的でないやり方三、無関心や意思の欠如に基づく認識の欠如もまた、許容さ

が優先し、免責(自然についての解決)は排除される(六)。紛争を解決するために特定の手続が存在する場合には、これの産物としての紛争を解決する可能性に依存する。とりわけ、四、期待可能か不可能かは、緊急状態の強さにではなく、自然

ハ 文献についてのコメント

Auflage, 1976; Günther Jakobs Das Schuldprinzip, 2. Auflage, 1976; Günther Jakobs Das Schuldprinzip, 1993; 間接的故意については、ders. ZStW 114 (2002) S. 584 ff.; 意思の誤りと意については、ders. ZStW 101 (1989) S. 516 ff.; 期待可能性については、Claus Roxin Der entschuldigende Notstand nach § 35 StGB, JA 1990 S. 97 ff, 137 ff; Gerhard Timpe Grundfälle zum entschuldigenden Notstand(§ 35 StGB) und zum Notwehrexzeß(§ 33 StGB), JuS 1984 S. 859 ff, JuS 1985 S. 35 ff, 117 ff; 一般的には、Günther Jakobs Straffecht AT. Die Grundlagen und die Zurechnungslehre, 2. Auflage, 1991.

(人文社会科学研究科助教授